

特記仕様書

事業年度：令和8年度

委託業務名：橋梁定期点検業務委託(道路メンテナンス)

委託箇所：南房総市富浦町丹生地先外

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、南房総市（以下、「発注者」という。）が受注者へ委託する「橋梁定期点検業務委託」に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、道路法に基づき、発注者が管理する橋梁について近接目視調査を行い、構造安全性及び交通安全性に影響する損傷や第三者被害が懸念される損傷の早期発見と処置を行うとともに、橋梁の効率的な維持管理に必要な情報を蓄積することを目的とする。

第3条 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、南房総市内の橋梁 78 橋とする。

第4条 遵守する法令等

本業務は、本特記仕様書ならびに契約書によるほか、以下の法令に基づくものとする。

- 1 令和7年度版 設計、測量、地質・土質調査各業務共通仕様書（令和7年10月 千葉県県土整備部技術管理課）
- 2 道路法（昭和27年 法律第180号）
- 3 道路法施行規則（昭和27年 建設省令第25号）
- 4 道路橋定期点検要領（令和6年3月 国土交通省道路局）
- 5 橋梁定期点検要領（平成31年3月 国土交通省道路局 国道・技術課）

6 その他関係法令

7 その他契約規則

第5条 管理技術者及び照査技術者

本業務の実施にあたり、受注者に在籍する以下のいずれかの資格を保有する管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、業務着手時に恒常的雇用関係を証明できる書類の写しを提出するものとする。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

- 1 技術士〔総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）又は（道路）〕
- 2 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）又は（道路）〕
- 3 R C C M（鋼構造及びコンクリート）

第6条 報告の義務

受注者は、業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて発注者に報告書を提出するものとする。

第7条 提出書類

受注者は、本業務実施にあたって以下の書類を速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

- 1 業務計画書
- 2 着手届
- 3 業務工程表
- 4 管理技術者及び照査技術者届

第8条 貸与条件

本業務実施にあたり、発注者から貸与する資料は以下のとおりとする。

- 1 橋梁台帳
- 2 過年度定期点検結果
- 3 その他、業務上必要な資料で発注者が所有するもの（補修・塗装歴等）

第9条 土地の立入り

受注者は、他人の占有する土地に立入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地の所有者又は占有者に了解を得るとともに、紛争が起こらないように十分注意しなければならない。

第10条 損害賠償

受注者は、本業務期間中に第三者へ与えた損害については、受注者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。

第11条 官公庁への手続き

本業務に必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。

第12条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第13条 秘密の保持

本業務で取扱う情報については、発注者より貸与された資料及び情報を適正に管理しなければならない。

第14条 業務カルテ作成

受注者は、契約時又は変更時において、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、発注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し発注者の確認を受けた上、受注時は契約後15日以内（土・日・祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から15日以内（土・日・祝日等を除く）に、完了時は業務完了後15日以内（土・日・祝日等を除く）に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を行うものとする。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 15 条 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領（令和 8 年 2 月、国土交通省）：（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副 2 部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【業務編】（令和 8 年 2 月、国土交通省）を参考にするものとする。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 16 条 完了

受注者は、業務完了届とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。

第 17 条 契約不適合等

受注者は、本業務完了後といえども受注者の契約不適合等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正その他の必要な作業を受注者の負担にて行うものとする。

第 18 条 成果品の帰属

本業務において作成した成果品は、発注者に帰属するものとする。受注者は、発注者の許可なく複製や他に公表、貸与してはならないものとする。

第 19 条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 5 日までとする。

第2章 業務内容

第20条 計画準備

- 1 本業務を遂行するための作業計画を立案し、調査等に必要な資料の収集、調査に要する必要機材の準備等を行うこと。
- 2 現地踏査を行い、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成を行うこと。実施計画書を作成にあたって、「点検支援技術性能カタログ 令和8年3月 国土交通省」に掲載されている技術や、その他近接目視点検を充実・保管・代替する技術などの活用の検討を実施し、橋梁毎に新技術の活用の有無を検討し計画を立てたうえで、発注者と協議を行い、実施計画書が受理されたうえで点検を行うこと。点検に係る新技術の活用による点検費用の増減については、別途協議を行うこと。
- 3 本点検は二巡目以降の点検であり、前回点検からの損傷進展状況の確認が重要となることから、定期点検の実施にあたっては、過年度の点検調書から既往の損傷発生箇所を十分に整理・把握したうえで点検を開始すること。

第21条 橋梁点検

- 1 「橋梁定期点検要領（平成31年3月 国土交通省道路局 国道・技術課）」に基づき定期点検を実施するものとする。調査や調書の記録方法の詳細については発注者と協議すること。
- 2 安全費（橋梁定期点検）について、交通誘導警備業務を行う際、必要な交通誘導警備員数を配置すること。
- 3 前回点検と比較し新たな損傷が発見された場合はただちに監督職員に報告すること。
- 4 点検は、近接目視を原則とするが、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により現地踏査時に新技術の活用の有無を橋梁毎に検討し、調査員と協議するものとする。
また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機械及び使用範囲等について調査員と協議するものとする。
- 5 必要に応じて機械・器具を用いる場合、それらの器械及び使用範囲等について、監督職員と協議するものとする。
- 6 点検に際し必要となる機械、交通誘導員、仮設備等は本業務に含むものとする。

第 22 条 橋梁点検調書作成

- 1 点検調書について、橋梁点検の結果を基に「橋梁定期点検要領（平成 31 年 3 月 国土交通省道路局 国道・技術課）」に定める点検調書（国提出様式を含む）を作成するものとする。
- 2 調査や調書の記録方法の詳細について、発注者と協議すること。
- 3 既存台帳に不明項目がある場合、現地で調査可能な項目（構造諸元、添架物、その他）は、点検時に併せて確認するものとする。

第 23 条 関係機関協議

- 1 各橋梁点検時の交通規制等について、館山警察署との事前協議を想定している。
- 2 実施目的、実施方法、影響範囲、安全対策及び工程等を示した協議資料を作成し、関係機関協議を行うものとする。
- 3 関係機関から受けた指示事項について、橋梁点検計画に反映することを基本とし、点検方法を変更する必要が発生した場合、発注者と協議のうえ決定する。

第 24 条 報告書作成

とりまとめた定期点検調書を報告書の体裁にとりまとめること。

第 25 条 打合せ

打合せは基本を当初、中間及び成果品納品時の 3 回とし、その他必要に応じて適宜行うものとする。

第 26 条 成果物の提出

本業務の成果は、以下のものを提出する。

- 1 報告書（A4 版製本）1 部
- 2 電子データ（CD-R）2 部
- 3 その他監督員が指示した資料

第 27 条 データ等

本業務で使用するデータは、EXCEL 形式またはWORD 形式とする。